**露店等の開設届に関する資料**

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し（注１）において、対象火気器具等（注２）を使用する場合、消火器（注３）の準備が必要です。

**（注１）多数の者が集合する催し（条例規制の対象となる催し）とは**

　　一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、花火大会のように「一定の社会的広がりを有する催し」と判断します。

　※条例規制の対象とならない催しの例

　　家族、隣近所、町内会、ＰＴＡなどの個人的なつながりや、地域の人だけが集まるものは、多数の者が集合する催しとはなりません。

　例）・近親者によるバーベキュー

　　 ・幼稚園の餅つき大会（子ども及び父母等のみ参加の場合）

　　 ・子ども会における屋外催し（子ども及び父母等のみ参加の場合）

　　　 ・町内会夏祭り（町内会の人のみの参加の場合）

**（注２）対象火気器具等とは**

　　液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、容易に持ち運べるものをいいます。

　　例）・ガスコンロ

　　　 ・バーベキューコンロ

　　　 ・発動発電機

　　 　・ホットプレート

**（注３）消火器の種類について**

　　対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があります。

　なお、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器は、消火器と同等の消火性能を有しないため、設置できません。